

業務連絡

2020年11月 2日
JR東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No. 7

2020年10月19日、新大阪日之出会議室において「申」第9号について、会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

以下、組合の申し入れと会社回答。

JR東海労幹関西地「申」第9号
2020年8月27日

休憩時間買い上げについての申し入れ

大阪仕業検査車両所の仕業・申告担当者の夜勤勤務時間は16時15分から翌日8時45分までである。その勤務時間中に45分（夕方）、15分（夜中）、60分（明け方）の休憩時間が設けられ、その休憩時間は各担当毎に決められ詰所に時間表が貼り出されている。

しかし、「多量の申告作業が終了していない」「出庫時間に余裕がない」等の理由で申告作業を明け方の休憩時間になっても続けることが多々ある。そして明け方の休憩時間は変更されることなく、結果として「休憩時間の買い上げ」となっている実態がある。これにより休憩時間もないまま8時間以上作業を続けることになり肉体的にも精神的にも極度の負担・疲労が発生している。

言うまでもなく、労働者の休憩時間は、労働基準法、就業規則で定められている。

そして休憩時間は体と気持ちをリフレッシュし体力を回復させ作業ミスや労働災害の防止の為に重要な時間である。本人の了承があつたとしても、この時間を与えないのは労働者の健康に対しても重大な問題である。

1. 現在、大阪仕業検査車両所で多発している「休憩時間の買い上げ」は労働基準法及び就業規則に違反する行為だと考える。従って、直に労働基準法と就業規則を遵守した行為にあらためること。

【会社回答】

労働基準法及び就業規則を遵守し、勤務実績に沿って適切に処理している。

2. 大阪仕業検査車両所で行われている「休憩時間の買い上げ」の勤務処理（事務処理）はどのようになされているのか明らかにすること。（休憩時間を与えずに働かせた時間だけを割増賃金扱いとして処理するなど）間違った処理を行っている場合は、直にあらためると同時に、過去にさかのぼり適正な処置を行うこと。

【会社回答】

1項と同じ

3. 「休憩時間の買い上げ」が多発しているのは、会社が労働基準法と就業規則を遵守していないことと同時に、作業量に見合う適正な要員配置がされていないことが最大の要因だと考える。従って、直ちに適正な要員配置をすること。

【会社回答】

必要な要員については適切に配置している。また、労働基準法及び就業規則を遵守し、休憩時間は適切に付与している。

4. 現在、休憩時間の変更などの指示を作業班長が行っているが、作業班長に休憩時間の変更を行う権限があるのか明らかにすること。

【会社回答】

休憩変更等は、会社として適切に指示をしている。

5. 休憩時間の買い上げを行う場合は、事前に書面により管理者が指示を行うこと。

【会社回答】

そのような考えはない。

6. 会社が行なっている行為は、コロナ禍、連日の猛暑が続く中、社員の健康と安全を無視した重大な事態である。直に対応すること。

【会社回答】

引き続き社員の健康と安全に配慮した対応を実施していく。

若干のやりとり

組合：今回の休憩時間の買い上げについては労基法に違反していないということ。

会社：違反していない。

組合：休憩時間をお金を払って無くすということは違反ではないのか。

会社：労基法に則ってやっている。8時間を超える場合は最低限1時間の休憩を付与することになっている。今回の夜勤の場合は、必要な休憩時間は付与できている。

組合：夜中の60分の休憩時間の買い上げが問題だと言っているのである。

会社：夜勤の一勤務の中で60分休憩を付与しているので労基法上問題ない。

組合：そういう解釈をするわけ

会社：夜勤で8時間を超える時間で所定は2時間の休憩があるが、45分と15分の休憩は付与しているので労基法上問題はない。

組合：勤務処理は

会社：夜中の1時間の休憩を業務上の都合で買い上げとなれば割り増しの賃金を支払っているため労基法や就業規則に則って適切に対応している。

組合：法律上問題はないというが深夜の仕事で休憩なしでの作業は大変である。

会社：極力ない方が良く認識しているが休憩時間を変更して頂いても、業務の都合上超勤が必要となった場合は協力をお願いする。

以上